

R3 民法

第一 設問 1

1 請求①はAのCに対する所有権（民法（以下略）206条）に基づく返還請求である。

(1) 令和2年4月10日、甲は盗まれて行方不明になり、4月25日にBは甲を持ち帰った。甲は単に盗まれただけであるから、この点で所有権はAから他に移転しない。また、Bは甲が遺棄されたのであろうと思い持ち帰ったので、「取引行為」（192条）にあらず、即時取得は成立しない。よって、所有権はAにあるとAは主張する。

(2) これに対し、Cは自分は㉗甲の所有権を取得したDから甲から借りてしていると主張する。これは、Aに対する所有権喪失の抗弁であるが、これが認められるか。

同年5月12日、Bは代物弁済（482条）として、自己のDへの借入金債務に代えて甲を譲渡したから、「債権者」Dとの間で「債務者」Bが「負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約」をし、それに基づき甲の譲渡という「当該他の給付」をした。確かに、Bは無権利者であるが、代物弁済契約は弁済と物の譲渡という「有償契約」（559条）の複合形態であるから、代物弁済の物の譲渡部分は他人物の譲渡であっても債権的に有効である（559条、561条、482条）。よって、代物弁済による甲の譲渡部分は有効である。よって、「取引行為」（192条）にあたる。

Bは前述の通り甲の所有権を有しない無権利者である。DはBから代物弁済に基づく譲渡という「取引行為」によって、工作機械という「動産」の甲の譲渡を受けた。

「平穩・・・かつ、公然・・・善意」（192条）は186条で推定され、それを覆す事情はない。

確かに、甲に所有者を示すプレート等はなかったことから、取引上の不審事由があり、Dは取引上の調査義務を怠った「過失」があったとも思える。しかし、Bは譲渡の際にDに対し「甲は中古機械の販売業者から買った」と虚偽の説明をし、その他不審な点はなかった。また、Dは専門業者等ではない単なる債権者であるから、類型上重い取引上の注意義務を課されるものではない。よって、DがBの説明を取引上の注意義務に反して信じたといった「過失」はない。

Cは5月1日、Bとの間で期間を6か月として甲を無償で借りる契約をしたから、使用貸借（593条）権が発生し、Bはこれに基づき甲を占有する者だから「占有代理人によって占有する場合」（184条）にあたる。「本人」Bは、5月15日、Cに対し、甲を「第三者」Dに譲渡したので以後はDのために占有するように申し向けたから「本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ」たといえる。Dはそのような方法でBから甲の引渡を受けることを了承したから「第三者がこれを承諾」したといえる。よって、Dが「占有を始めた」（192条）といえる。

よって、Dは甲の所有権を即時取得し、㉗の抗弁が認められるとも思える。

(3) これに対し、Aは㉔BからDへの譲渡後もCが甲を現実支配する状態に変わりはない以上、Dは甲の所有権を取得したとは言えないと主張する。これは、指図による占有移転

(184) という占有開始原因は「占有を始めた」(192条)にあたらないという㉗の抗弁に対する否認である。これが認められるか。

確かに、元所有者保護の観点からはむやみに即時取得の範囲を広げるべきではないとも思える。しかし、登記制度が存在しない動産取引については外観を根拠に取引に参加した者の取引の安全を保護する要請が強い。そこで、指図による占有移転は一度代理人に対して外観上物の占有が移転している点をとらえて、即時取得の占有取得原因となると解する。

本件において、Dは指図による占有移転によって「占有を始めた」から、これは占有開始原因となる。

よって、Dは「占有を始めた」といえ、Aの㉑の主張は認められない。

以上より、㉑が認められないから、㉗の抗弁は認められる。

(4) Aは㉗いずれにせよ事実1に照らすとCはAの請求に応じるべきであると主張する。これAが甲の使用貸借権に基づく占有権原の抗弁の提出が予想されるところ、193条に基づく盗品回復請求権を主張する再抗弁である。これが認められるか。

令和2年4月10日、甲は盗まれて行方不明になったから「盗品」(193条)にあたる。Bはこれを持ち帰った者であるから、無権利者である。4月25日、BはCとの間で甲を無償で貸すという使用貸借契約(593条)という「取引行為」(192条)に基づき「動産」甲を引渡し、Cはその「占有を始めた」。「平穩・・・かつ、公然・・・善意」(192条)は186条で推定され、それを覆す事情はない。Cはその際、事実1及び2について何ら知ることが無かったのであるからBが無権利であることを信じたことにつき「過失」はない。よって、Cは甲の使用貸借権という「動産について行使する権利」を即時取得したといえ、「前条の場合」(193条)にあたる。

そして請求1は1同契約期間は当初5月1日から六か月間とされ、指図による占有移転の際には期間満了日の11月1日に甲をDに返還するように指示したから、請求㉑が提起された10月15日時点においてはいまだCが「占有者」である。

甲が盗まれたのは令和2年4月10日で、㉗の主張は同年10月15日に行われたから、「盗難・・・の時から二年」以内である。

よって㉗の主張は認められる。

(5) 以上より、㉑が認められないから㉗は認められる。また㉗も認められる。㉑の請求は㉗の抗弁が認められる以上棄却される。

2 請求2について

(1) 請求2は不当利得(703条)に基づく使用料相当額支払い請求である。

(2) 請求1において、Aの㉗の主張は認められたから、Cの甲の占有は正当な権原に基づかないといえ、「法律上の原因」がないと言える。

請求1において㉗の主張が認められたことから、甲の所有権者はDである。よって甲は「他人の財物」であるとも思える。しかし、不当利得返還請求は本権者との関係で問題となるものであって、第三者の所有物の使用から生じた利得について請求できる性質ではない。

また、法は盗品返還請求の際において占有者に使用利益相当額の返還を何ら規定していないから「利益を受け」たとは言えない。

(3)以上より、請求2は認められない。

第二 設問2

1 小問(1)

(1) 契約①の性質は請負契約（632条）である。Eの債務の内容は令和3年6月から10月までの5か月間、Aの事業にて出張講座を開設し、週四回授業を行うことである。多数の合格者を輩出すべきことまでは債務とならない。

(2) 請負契約は①仕事完成約束と②①の結果に対する報酬支払約束からなる双務契約である。

①とは請負人が非従属的立場から自己の計算において独立して、債務の内容となった仕事を完成させる約束をいう。②はその債務の履行の対価を支払う約束である。そこで、Eの債務の内容が問題となる。

(3) まず、令和3年6月から10月までの5か月間、Aの事業にて出張講座を開設し、週四回授業を行うことは客観的に特定できているから、問題なく債務の内容となる。

確かに、AはEの通学講座の高い合格実績から、Eに出張講座を依頼すれば従業員が高い合格率で乙検定に合格できると期待してEに依頼したことは否定しがたい。また、Eの他の出張講座よりも高額である月額60万円の報酬支払約束はその表れとも思える。

しかし、Aは月額報酬とは別に合格者数に応じた成功報酬の支払いを約束している。仮に多数の合格者輩出まで債務の内容とするならば、成功報酬部分も月額報酬として確定的に支払われるべきであり、仮に多数の合格者を輩出できなかった場合に限り債務不履行責任を追及すべきである。また、成功報酬は資格試験合格という不確実な事象について双方がリスクを負担しないが、仮に債務の内容を超えた合格実績が得られた場合は別途これに対する報酬を支払うという合理的意思のもとで約定されたものと解釈できる。

よって、出張講座開設義務及び週四回の授業履行義務はEの債務の内容となるが、多数の合格者輩出義務までは債務の内容とならない。

(4) では契約①の法的性質は請負契約か。(2)で述べた判断基準で判断する。

(5)ア 本件においてEが開設する出張講座の内容については何らAの指示に基づくものでなく、Eの裁量によって設計されているものと評価できる。また、授業履行義務は週4回と一般的な雇用における週5回よりも少なく、就業時間等の拘束もない。以上から、AのEに対する指揮監督関係は認められず、Eは非従属的立場と言える。

Eの講座開設期間は五か月と限定的である。これは無条件かつ長期の労務提供約束ではなく、講座の内容自体が仕事として評価の対象となり、その内容・品質を自己の責任で維持することにより顧客をつと獲得し、対価を得る性質のものであると評価できる。よって、Eは自己の計算で独立して仕事の完成義務を果たすべき者といえる。

以上から①は充足する。

イ 前述の通り、契約①の合理的解釈からAは出張開設義務及び週4回の授業履行義務という

仕事の対価として月額 60 万円の支払いを合意したから②も充足する。

ウ よって、契約①の法的性質は請負契約といえる。

(6) 以上から、契約①の性質は請負契約（632 条）であり、E の債務の内容は令和 3 年 6 月から 10 月までの 5 か月間、A の事業にて出張講座を開設し、週四回授業を行うことである。

2 小問(2)

(1) 請求 3 は請負契約に基づく報酬支払請求である。

ア 請負契約は仕事の提供が先履行であり（633 条但書、624 条 1 項）、仕事の提供終了時点で報酬請求権は発生する。

イ 本件において契約①の解除は 8 月 31 日であるところ、本件講座は 8 月いっぱい開催された。他方、8 月の月額報酬は支払われていない。よって、報酬請求は認められるとも思える。

これに対し A は E の本件講座には契約品質に不適合があるから、報酬支払を拒絶すると主張する（559 条、562 条 1 項本文、632 条）。確かに、E が本件講座の受講生に求める課題の量は膨大で、課題の不提出について E に叱責されるなどしたため、止めたいと言い出す受講生が存在した。これを受けた A は 8 月 6 日、E に善処を求めたが「プロだからまかせてほしい」と取り合わず、その結果「このままの状況が続くなら 8 月末で講座を取りやめる」旨を伝えるにいたった。それにもかかわらず、E はその指導方法を維持したままであった。これらの事情から、E の指導方法について品質に関する契約不適合があったとも思える。

しかし、令和 3 年 8 月 31 日時点で本件講座に継続的に出席している受講生は 20 名おり、これは乙検定の合格レベルの技能を有さない 30 名が選抜されたという事情を加味すると、大半が継続出席したと評価できる。また、開講から一か月後に実施された模擬試験では、受講生の技能は顕著な伸びを見せたから、短期間で本件講座の目的に沿う効果が客観的に生じている。以上から、確かに A の意に沿わない指導方針ではあったものの、品質の契約不適合に至っているとは言えず、A の主張は認められない

ウ よって、請求 3 は認められる。

(2)ア 請求 4 は債務不履行に基づく損害賠償請求（415 条）である。

イ A は前述の契約不適合の他、なんら解除事由がないのに、契約①を解除した。また、前述よって、A は報酬支払債務の「履行」をしていない。

これに対し、A は 9 月 10 月に関しては E は仕事の提供をしていないから、報酬支払請求権は未発生であり、当該部分は請求できないと主張する。しかし、E が仕事の提供ができなかったのは、前述の契約不適合事由やその他の解除事由がないのに A が契約を一方的に解除したことに起因するから、「債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなった」（536 条 2 項前段）といえ、反対給付の履行を拒むことはできない。よって、この主張は認められない。

E は A の解除に「よって」9 月 10 月分の得べかりし利益 120 万円の「損害」が生じたといえる。

ウ よって、請求4は認められる。

第三 設問3

1 小問(1)

(1) HのFに対する500万円の請求は本件債務の保証を内容とする契約③(446条)に基づく保証債務履行請求である。

契約②の弁済期は令和10年4月10日であるところ、Aが弁済をしないまま同日は到来した。また、Aは令和10年6月20日、Hに対し、本件債務の弁済を猶予を求める書面を送付したが、履行期は双方の合意で定まるから、書面の送付をもって、履行期は延長されない。よって、「主たる債務者がその債務を履行しないとき」(446条1項)にあたる。よって、FはHに対して500万円を支払わなければならないとも思える。

(2) これに対し、売買契約の代金支払い債務は物の引渡と同時履行であるところ、Aが丙の引渡をしているにもかかわらず、Hは売買代金100万円を支払っていないから、同債権をもって対当額を「相殺」(505条1項)すると主張する。

本件債務は金銭債務であるところ、売買代金債権も金銭債権であるから、「同種の目的を有する債務」といえる。

そして、「保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる」(457条2項)から相殺の抗弁を援用できる。

(3) もっとも、本件の売買代金債務は消滅時効(166条1項1号)によって消滅していないか。

売買代金は売買契約の代金支払い債務は物の引渡と同時履行関係であるから、その弁済期は丙を引き渡した令和4年8月9日であり、これが「権利を行使できることを知ったとき」にあたる。そして、現在は令和15年であるから、「5年」は経過している。よって、Aが時効を援用すれば、相殺の自働債権が消滅するから、Fは相殺を主張できない。

(4) 以上より、Fは500万円全額の支払いをこばむことはできない。

2 小問(2)

(1) FはAの委託を受けていないから、Aが利益を受けた限度で求償できる(462条1項、459条の2第1項前段)。

本件においてFとHは話し合いの結果FがHに300万円を支払い、その他は免除(458条、441条本文)であるから、300万円がAの受けた利益である。

よって、FはAに300万円を求償できる。

(2) FとGは連帯保証人であるから、Fが負担部分を超える弁済をすればGに求償できる(465条1項、442条)。

本件ではFGの負担割合の合意はないから、負担割合は均等となり、それぞれ250万円であるから、50万円が負担割合を超える部分となる。

よって、50万円をGに求償できる。

(3) 以上より、Aに対して300万円、Gに対して50万円を求償できる。